

ワッカの森キャンプ場 利用規約 グランピング

(適用範囲)

第1条

1. 当グランピング場が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当グランピング場が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

1. 当グランピング場に宿泊契約をしようとするものは、次の事項を当グランピング場に申し出て頂きます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の宿泊料金による)
 - (4) その他グランピング場が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前事項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当グランピング場は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は、当グランピング場が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当グランピング場が承諾をしなかった事を証明した時は、この限りではありません。

第4条

当グランピング場は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらない時。
- (2) 満室により客室の余裕がない時。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のアからウのいずれかに該当すると認められる時。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時。
 - ウ 法人でその役員のうちに暴力団員該当するものがあるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められる時。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ない時。

(宿泊客の契約解除権)

第5条

1. 宿泊客は、当グランピング場に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当グランピング場は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、違反金を申し受けます。
3. 当グランピング場は、宿泊客が連絡なしに宿泊当日の午後7時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当グランピング場の契約解除権)

第6条

当グランピング場は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められた時、又は同行為をしたと認められる時。
- (2) 宿泊客が次のアからウのいずれかに該当すると認められる時。
ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力関係者その他の反社会的勢力
イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
ウ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすと言動をした時
- (4) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められる時。
- (5) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ない時。
- (7) 客室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他の当グランピング場が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わない時。

(宿泊の登録)

第7条

お客様は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当宿泊施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当グランピング場が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条

宿泊客が当グランピング場の客室を使用できる時間は午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事ができます。

(利用規則の遵守)

第9条

宿泊客は、当グランピング場においては、当グランピング場が定めてグランピング場内に掲示した利用規則に従って頂きます。

(営業時間)

第 10 条

1. 当グランピング場の主な施設などの営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示板でご案内いたします。

(1) 正門の門限

午前 8 時 (開錠) ~ 午後 10 時 (閉錠)

(2) センターハウス棟

受付午前 8 時 ~ 午後 10 時

2. 前項の時間は、必要をやむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第 11 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 I に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金などの支払いは、宿泊客のチェックインの際又は当グランピング場が請求した時、センターハウス棟において行って頂きます。

3. 当グランピング場が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申しあげます。

(当グランピング場の責任)

第 12 条

当グランピング場は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、またはそれらの不履により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当グランピング場の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

第 13 条

当グランピング場は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第 14 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊先に先立って当グランピング場に到着した場合は、その到着前に当グランピング場が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がセンターハウス棟においてチェックインする際にお渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当グランピング場に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当グランピング場は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め、14 日間保管し、その後最寄りの警察署 (貴重品) に届けます。

3. 前2項場合における宿泊客の荷物又は携帯品の保管についての当グランピング場の責任は、第1項の場合にあっては同条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 15 条

宿泊客が当グランピング場の駐車場を使用する場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当グランピング場は場所を貸与するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当グランピング場の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第16条

宿泊客の故意又は過失により当グランピング場が損害を被ったときは、当該宿泊客は、当グランピング場に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1

●利用客が支払うべき総額

利用料金 (1)基本宿泊料(室料+夕食・朝食)

追加料金 (1)飲食料

(2) その他の利用料金

税金 消費税

《備考》 基本宿泊料は、掲示する料金表によります。